

滋 社 協 経 第 68号
平成30年(2018年)3月29日

関 係 各 位

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
事務局長 奥 山 光 一
(公印省略)

平成30年度 民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金（内藤基金）
助成事業の実施について

平素は、本会の事業につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記助成事業については、昭和60年度に高島市出身の故内藤文五郎氏の寄附金をもって「社会福祉施設振興基金」（内藤基金）を創設し、昭和61年度から社会福祉施設を中心に助成を行ってまいりました。

本会では、今日の地域社会や社会福祉をとりまく諸課題を鑑み、**助成事業の内容を大幅に見直し、「地域や学校における福祉教育（学習）事業」と「福祉の現場における実践的な調査研究事業」の2つの事業に対して助成することといたしました。**

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、「内藤基金」の助成を積極的にご活用いただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、助成要綱および申請書につきましては、滋賀県社会福祉協議会のホームページの「助成金情報」に掲載しておりますので、ご覧ください。

(<http://www.shigashakyo.jp/jinzai/jyosei/30jyosei/jyosei.html>)

記

1. 助成対象事業について

- (1) 地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業
- (2) 福祉の現場における実践的な調査・研究事業

2. 助成対象

滋賀県内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校（小・中・高等学校、大学、短大等）ならびにグループ。

3 助成の限度額と期間

100万円を上限とし1～3年以内の期間で助成します。

4 自己財源

特に求めません。(助成上限額以内で全額助成可。)

5 推薦について

・4の(1)の事業(地域や学校における福祉教育(学習)に関する事業)については、市町社会福祉協議会との連携、協働が特に重要であることから、申請者の所属する団体や学校長の推薦とともに、貴会からのご推薦をお願いいたします。

・4の(2)の事業(福祉の現場における実践的な調査・研究事業)については、申請者の所属する団体(社会福祉施設等)の長または共同研究する大学等がある場合は然るべき立場にある方から推薦を受けてください。

(市町社協の推薦は不要です。)

6 申請書提出方法と締め切り

(1) 提出方法

申請書を滋賀県社会福祉協議会のホームページの助成金情報からダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送で提出してください。(ファクシミリ、電子メールでの提出は不可。)

※滋賀県社会福祉協議会ホームページ「助成金情報」

<http://www.shigashakyo.jp/jinzai/jyosei/30jyosei/jyosei.html>

(2) 提出期限

平成30年5月18日(金)必着

7 申請書提出先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 法人経営担当

〒525-0072

草津市笠山7-8-138 県立長寿社会福祉センター内

【問い合わせ】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
法人経営担当(丸橋・奥村)

TEL: 077-567-3921

FAX: 077-567-3923